一　（略）
二　個人番号又は基礎年金番号
三～五　（略）
2　（略）
（国会議員等でなくなつたことの届出）
第三十二条の六　国会議員等である老齢厚生年金の受給権者は、国会議員等でなくなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。ただし、法第百条の二第四項の規定による衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対する資料の提供の求めその他の方法により、厚生労働大臣が当該受給権者に係る第四号に掲げる事項を確認したときは、この限りでない。
一　（略）
二　個人番号又は基礎年金番号
三・四　（略）
（支給停止事由該当の届出）
第三十三条　老齢厚生年金の受給権者（第三十条第一項の請求書に雇用保険被保険者番号を記載していない者に限る。）は、法附則第十一条の五又は第十三条の六第三項において準用する法附則第七条の四第一項又は第四項の規定に該当するに至つたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。ただし、法第三十八条の二第一項の規定によつて老齢厚生年金の額の全部につき支給が停止されているとき又はこの項若しくは第三項の規定により雇用保険被保険者番号を記載した届書を機構に提出したことがあるときは、この限りでない。
一　氏名、生年月日及び住所
二　個人番号又は基礎年金番号
三・四　（略）
2　（略）
3　老齢厚生年金の受給権者（第三十条第一項の請求書に雇用保険被保険者番号を記載していない者に限る。）は、法附則第十一条の六第一項、第二項若しくは第四項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。）若しくは第十三条の六第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）又は平成六年改正法附則第二十六条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。）の規定に該当するに至つたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。ただし、法第三十八条の二第一項の規定によつて老齢厚生年金の額の全部につき支給が停止されているとき又は第一項若しくはこの項の規定により雇用保険被保険者番号を記載した届書を機構に提出したことがあるときは、この限りでない。
一　氏名、生年月日及び住所
二　個人番号又は基礎年金番号
三・四　（略）
4　（略）

一　（略）
二　基礎年金番号
三～五　（略）
2　（略）
（国会議員等でなくなつたことの届出）
第三十二条の六　国会議員等である老齢厚生年金の受給権者は、国会議員等でなくなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。ただし、法第百条の二第四項の規定による衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対する資料の提供の求めその他の方法により、厚生労働大臣が当該受給権者に係る第四号に掲げる事項を確認したときは、この限りでない。
一　（略）
二　基礎年金番号
三・四　（略）
（支給停止事由該当の届出）
第三十三条　老齢厚生年金の受給権者（第三十条第一項の請求書に雇用保険被保険者番号を記載していない者に限る。）は、法附則第十一条の五又は第十三条の六第三項において準用する法附則第七条の四第一項又は第四項の規定に該当するに至つたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。ただし、法第三十八条の二第一項の規定によつて老齢厚生年金の額の全部につき支給が停止されているとき又はこの項若しくは第三項の規定により雇用保険被保険者番号を記載した届書を機構に提出したことがあるときは、この限りでない。
一　受給権者の生年月日及び住所
二　基礎年金番号
三・四　（略）
2　（略）
3　老齢厚生年金の受給権者（第三十条第一項の請求書に雇用保険被保険者番号を記載していない者に限る。）は、法附則第十一条の六第一項、第二項若しくは第四項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。）若しくは第十三条の六第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）又は平成六年改正法附則第二十六条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。）の規定に該当するに至つたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。ただし、法第三十八条の二第一項の規定によつて老齢厚生年金の額の全部につき支給が停止されているとき又は第一項若しくはこの項の規定により雇用保険被保険者番号を記載した届書を機構に提出したことがあるときは、この限りでない。
一　受給権者の生年月日及び住所
二　基礎年金番号
三・四　（略）
4　（略）